

## 山梨県悪性新生物登録事業実施要綱

### 第1 目的

山梨県悪性新生物登録事業（以下「地域がん登録事業」という。）は、県内における悪性新生物（以下「がん」という。）の登録を実施することにより、がんの罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率の測定等を行い、もって本県におけるがん対策の推進に資するとともに、県内におけるがん医療水準の向上を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

地域がん登録事業は、県内医療機関及び医師の協力を得て、山梨県が実施する。

### 第3 がんの範囲

登録の対象となるがんの範囲は、国際疾病死因分類に掲げるすべてのがん及び上皮内がんと頭蓋内のすべての腫瘍と性質不詳の新生物とする。

### 第4 個人情報の保護

地域がん登録事業によって情報を収集し、収集した情報を利用及び提供するときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年3月28日条例第15号）の趣旨に鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護に十分配慮しながら実施する。

### 第5 届出票の収集

地域がん登録事業で使用する届出票（別紙様式）については、山梨県個人情報保護条例、その他関係法令に基づき、医療機関の医師から収集する。

### 第6 実施方法

- 1 医療機関の医師は、新たにがん患者を診療した場合には、届出票により、他の医師からの既存の届出の有無にかかわらず県健康増進課に届け出る。既に届出のあった患者が新たに他のがん罹患したと診断された場合も同様とする。
- 2 県は、事業目的を達成するために、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録法」という。）第22条第1項による都道府県がんデータベースを整備する。
- 3 県は、事業目的を達成するために必要な補充調査等を、医療機関の協力のもとに届出票を届け出た医師に対して実施し、追跡調査を市町村に対して実施することができる。
- 4 県は、医療機関から届け出られた届出票と保健福祉事務所（保健所）から送付された人口動態調査死亡小票（ただし、がん登録法施行以前に死亡した者に限る。）の整理、登録、集計、解析等を行い、統計資料を作成する。これらの作業要領につ

いては別に定める。

#### 第7 情報の利用及び提供

県は、地域がん登録事業によって収集した情報を、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用し、及び第三者に提供することができる。これについて必要な手続きは別に定める。

#### 第8 秘密の保持

地域がん登録事業に従事している者及び従事した者は、個々の患者及び医療機関について業務上知り得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、山梨県福祉保健部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。